

令和2年4月臨時議会付議案

議案第1号 令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う事業等の追加を行うための補正予算である。

(概要)

①歳入歳出予算の補正

【予算額】	補正前の額	343,151,000千円
	補正額	14,587,588千円
	補正後の額	357,738,588千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	158,518千円
	国庫支出金	9,619,355千円
	繰入金	1,072,820千円
	繰越金	20,421千円
	諸収入	49,474千円
	県債	3,667,000千円

②債務負担行為の補正

追加 2件 変更 2件

議案第2号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）

議案第3号 鳥取県税条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を受けるために提出すべき申請書の記載事項及び添付書類を定める。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限に遅れた場合における住宅ローン減税の控除期間の特例措置の適用について、所要の規定の整備を行う。
- ③イベントの中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を地方税法に規定する寄附金の支出とみなし、個人県民税の寄附金税額控除の対象とする。
- ④新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等及び徴収猶予の特例の適用を受けるために提出すべき申告書の記載事項、添付書類等を定める。
- ⑤自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の軽減措置の適用期間を令和3年3月31日（現行 令和2年9月30日）までに延長する。

[地方税法等の一部を改正する法律の施行の日 ほか]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年4月22日専決)

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 63,845 円を甲に、573,628 円を乙に、それぞれ支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：令和2年1月8日、県営住宅東浜団地第二集会所の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ当該県営住宅駐車場内に駐車していた普通乗用自動車2台及び軽乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年4月22日専決) (農地・水保全課)

和解の相手方：西伯郡南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 78,694 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年11月14日、農地・水保全課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年4月22日専決) (県土総務課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 248,710 円 (県過失 8 割 5 分) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年12月10日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折する際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年4月22日専決) (県土総務課)

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 383,800 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年2月6日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、道路脇の道路案内標識の柱に衝突し、同車両が破損したものである。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 20 件 変更 1 件